

就学援助Q & A

就学援助制度は、経済的に困りで学校での教材購入等で就学が困難と認められる家庭を対象に学用品等の一部や給食費を補助する制度です。

就学援助を受けることができる方は、高根沢町にお住まいの児童生徒の保護者で、生活保護法に定められた要保護者に準じる程度に生活が困窮していると認められる方です。

1 申請について

申請が必要な場合は、阿小事務担当者または、町学校教育課担当者に御相談ください。説明の上就学援助受給申請書をお渡しします。

2 提出する書類

- (1) 就学援助受給申請書
- (2) 町外からの転入等で所得の確認ができない場合は、家族全員の所得や課税状況が分かる書類

3 申請書の提出先及び提出日

- (1) 通学している学校または町学校教育課
- (2) 在学児童生徒の継続申請は5月頃までに提出してください。年度途中の経済事情等の変更による申請は随時です。(新入生に関しましては、就学時健康診断のときに町学校教育課担当者より説明)

4 認定について

世帯全員の所得額などの認定基準をもとに教育委員会が認定の可否を決定します。

5 支給対象は次のとおりです。

- (1) 学用品・通学用品費の一部
- (2) 校外活動費の一部
- (3) 修学旅行費の一部
- (4) 新入学児童生徒学用品費の一部
- (5) 卒業アルバム代の一部
- (6) オンライン学習通信費の一部
- (7) 学校給食費

6 受給方法について

校長に請求・受領・管理・経理を委任することになります。

7 その他

- ・住所が変わる場合や転出の時は、必ず学校に連絡してください。
- ・家族の就職などにより経済状況が好転した場合など、就学援助の必要がなくなったときは、係(阿小事務)に申し出てください。
- ・認定期間は7月～翌6月で、毎年継続申請が必要となります。認定審査により一度認定された方でも、認定にならない場合もあります。